

埼玉県総合リハビリテーションセンターの在り方検討業務等委託に関する
質問への回答

【質問 1】

実施要領の3参加資格要件(6)

「過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)において国又は地方公共団体と本事業と類似及び同等規模以上の契約を誠実に履行した実績を有する者であること」とありますが、下記の基準についてご教示ください。

- ・「類似」と認められる業務実績の範囲
- ・「同等規模以上」を判断する指標(契約金額、病床規模等)

【回 答】

・「類似」と認められる業務実績の範囲は、国又は地方公共団体(独立行政法人含む)が運営主体の病院と締結した、病院の在り方検討又は経営コンサルティングに係る業務委託を指します。

・「同等規模以上」を判断する指標は、病床数が120床程度以上であり、契約金額が提案価格上限額の概ね7割以上の契約の実績を指します。